

「2020年までの国際スポーツイベントにおける木材利用」

森林・木材認証制度の概要と国内・外の現状

日本大学法科大学院 小林紀之

1. 定義、歴史的経緯

1) 定義、概念

森林認証制度とは定められた方法で森林を認証するとともに、認証された森林から産出された木材および木材製品（認証材）、紙製品を分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組み。（森林・林業白書、2014、一部改変）

森林認証は、対象とする森林が森林保全に配慮し、森林の多面的な機能が持続的に将来にわたり維持できるようマネジメントされていることを認証する制度である。あらかじめ定められた基準・指標に基づき客観的に第三者機関により審査された上で認証される仕組み。

製品の認証のことをC o C 認証と称す。（Chain of Custody）

2) 歴史的経緯

- ・ 1980年代：熱帯材不買運動等背景に環境NGO等により提起
- ・ 1993年：F S C 設立（Forest Stewardship Council）
- ・ 1998年：ISO/TR14061 発行（ISO 版森林認証）
- ・ 2003年：PEFC 設立（Program for The Endorsement of Certification Scheme）
- ・ 2003年：SGEC 森林認証制度設立（Sustainable Green Ecosystem Council）

2. 各制度の概要 PEFC,FSC,SGEC

3. 国際スポーツイベントでの木材利用とわが国森林認証制度の課題

参考書：小林紀之「森林環境マネジメント」、2015. 2、海青